

「大学における秘密情報の保護ハンドブック」 の策定について

平成28年10月
経済産業省

1. 「大学における秘密情報の保護ハンドブック」策定の経緯・背景

① 「営業秘密管理指針」の全部改訂

- 不正競争防止法では、企業が持つ“大事な情報”が不正に持ち出されるなどの被害にあった場合に、民事上・刑事上の措置をとることができるが、そのためには、その“大事な情報”が、不正競争防止法上の「営業秘密」として管理されていることが必要。
- 経済産業省では、不正競争防止法による保護を受けられるために必要となる最低限の水準の対策を示すものとして、平成27年1月に「営業秘密管理指針」を全部改訂した。

② 「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」の策定

- 経済産業省は、上記の指針で示す、営業秘密としての法的保護を受けられる水準を超えて、漏えい防止ないし漏えい時に推奨される（高度なものを含めた）包括的対策を示すため、平成27年2月に「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」を策定した。

上述の「営業秘密管理指針」や「秘密情報の保護ハンドブック」は、主に**企業を念頭においたもの**であり、学生が企業との共同研究に参加し当該企業の秘密情報を取り扱う場合における対策などの、**大学特有の事情に配慮した記述はない。**

(参考) 資料掲載URL

営業秘密管理指針 <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>
ハンドブック <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>

大学における秘密情報の保護ハンドブックのポイント②

● 秘密情報の管理に係る学内体制のあり方

学内体制の整備における基本的な考え方を示しつつ、考えられる学内体制の参考例を提示例)「秘密情報管理委員会」
(責任者は、副学長や担当理事等)

部局名(例)	情報管理に関して学内で担当している役割
総務課	・法人文書管理(台帳管理等)
人事課	・教職員を対象とする教育の実施 ・違反を犯した教職員の処分
産学連携本部	・学外機関との秘密保持契約等の雛形整備
情報基盤センター	・学内情報システムとネットワークの管理 ・学内セキュリティポリシーに基づく運用
学内CSIRT	・学内情報セキュリティインシデントへの対応
その他各部局	・自部署で管理する情報の保守

● 秘密情報管理における学生等の扱い

学生等に対しどのような秘密保持の遵守等を求めることが望まれるかといった点について説明例) 学内研究活動や学外機関等が関与する共同研究等へ学生等を参加させる場合

①研究活動への学生等の参加の是非の検討 (学生のメリットと義務のバランスで検討)

②秘密保持の遵守等を求める方法の検討

(イ) 学生等を対象とした通則等での指示、(ロ) 秘密保持に関する誓約書の提出